

自宅の売却 トラブルに注意



朝10時から
夜9時半まで家
を売るよう勧誘
され、強引に契
約させられた

(80歳代)

「このマンション
は10年後には取り
壊される」という
嘘の説明を信じて、
相場より安く契約
してしまった

(70歳代)

強引に売却させ
られ解約するなら
900万円支払うよ
うにと言われた

(80歳代)



自宅を不動産業者に売却した場合、
クーリング・オフはできません



わからないことがあれば、解決する
まで契約しないようにしましょう



勧誘が迷惑だと思ったら、
きっぱり断りましょう



不安に思った場合は、消費者ホットライン「188」へ！



独立行政法人

国民生活センター

(2021年6月24日公表)

「**強引**に勧誘され、**安価**で自宅を**売却**する
契約をしてしまった」

「解約したいと申し出たら**違約金**を請求された」
といった、高齢者の自宅の売却に関する相談が寄せられています。

問題点

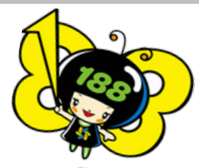
- ・長時間の勧誘や嘘の説明によって望まない契約をしている。
- ・仕組みや流れを理解しないまま契約している。
- ・家族や周りの人が契約後に気づき、トラブルになっているケースも。

トラブルを防ぐために

- ・希望しない場合は、「売る気はありません」ときっぱり断る。
- ・業者に聞いてもわからない場合は、解決するまで契約しない。
- ・契約前に、周りの信頼できる人に相談し、なるべく1人で対応しない。

通話録音装置や、迷惑電話対策機能のついた電話機を利用することも検討しましょう。

不安に思った場合は、
消費者ホットライン「188」へ！



消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター イヤヤン



独立行政法人

国民生活センター

(2021年6月24日公表)